

よくある質問 (年度後半交付申請(継続)用)

- Q1. 令和5年4月1日から令和5年9月1日の全期間にわたって車両を保有していましたが、休業していた期間があります。支援金の対象になりますか。
- A1. 休業していた期間があったとしても、交付要件を満たしていれば対象になります。
- Q2. 都内に営業所が複数あります。申請は本社が一括して行うのでしょうか。
- A2. 本社でまとめて申請してください(運送事業の許可を法人単位で取得していることから、同様の取扱いにさせていただきます。)
- Q3. 支援金がもらえるのは、いつ頃になりますか。
- A3. 申請後の審査が終了次第、順次交付します。
- Q4. 申請は先着順ですか。予算に上限はありますか。
- A4. 本事業は、予定台数(予算額)に達した時点で終了します。
- Q5. 1事業者につき申請台数に上限はありますか。
- A5. ありません。
- Q6. 車両が111台以上あるときは、車両一覧の記載欄を増やして良いですか。
- A6. 適宜増やしていただいて構いません。
- Q7. 令和5年1月4日から車検証が電子化されましたが、電子化後の車検証には有効期間が掲載されていません。この場合、こういった書類を提出すれば良いですか。
- A7. 電子車検証と同時に交付される「自動車検査証記録事項」の写しを、提出してください。「自動車検査証記録事項」を紛失した場合は、「車検証閲覧アプリ」からPDFデータをダウンロードし、印刷の上、提出してください。
- Q8. 年度前半分に交付申請した車両については、記載しなくて良いですか。
- A8. 今回この様式に記載していただくのは、令和5年10月1日時点で令和5年4月1日時点から増車または減車した車両についてのみとしてください。
- Q9. 年度前半分の交付申請から車両の数に増減が無い場合、申請対象車両増減一覧や車検証の添付は必要ですか。
- A9. この場合は、東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼状況報告書(年度後半分交付申請(継続))のみ提出してください。
- Q10. 年度前半分の交付申請時から金融機関が変更となった場合はどうしたら良いですか。
- A10. コールセンターまでお問い合わせください。

(参考)金融機関コード

申請書(第1号様式)の「3 振込先」を記入する際は、以下のリンク先をご参照ください。

なお、以下に記載のない金融機関であっても振込可能です。

https://www.zengin-net.jp/zengin_system/member/